

法令および定款に基づく書面交付請求株主への 交付書面に含まれない事項

事業報告

企業集団の現況に関する事項

- (1) 財産および損益の状況の推移
- (2) 主要な事業内容
- (3) 主要な事業所等
- (4) 使用人の状況
- (5) 主要な借入先

会社役員に関する事項

- (1) 責任限定契約の内容の概要
- (2) 補償契約の内容の概要
- (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会計監査人の状況

取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

会計監査人の監査報告書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

関西電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載しておりません。

企業集団の現況に関する事項

(1) 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 (第97期)	2021年度 (第98期)	2022年度 (第99期)	2023年度 (当期)
売 上 高 (営 業 収 益)	30,923億円	28,518億円	39,518億円	40,593億円
経 常 利 益	1,538億円	1,359億円	△66億円	7,659億円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,089億円	858億円	176億円	4,418億円
1 株当たり当期純利益	122.02円	96.14円	19.81円	495.09円
総 資 産	80,757億円	86,564億円	87,744億円	90,329億円

- (注) 1. 2020年度は、送配電事業における託送収益や新電力事業における販売電力料が増加したものの、発電・販売事業における小売販売電力量の減少などにより売上高は減少いたしました。また、発電・販売事業における小売販売電力量の減少や為替・燃料価格の変動に伴う火力燃料費の減少などにより経常費用の減少があったものの、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。
2. 2021年度は、エネルギー事業における他社販売電力料は増加したものの、収益認識に関する会計基準等の適用に伴う再エネ関係の会計処理の変更などにより、売上高は減少いたしました。原子力利用率は上昇したものの、為替・燃料価格の影響などにより火力燃料費が増加した一方、収益認識に関する会計基準等の適用に伴う再エネ関係の会計処理の変更などにより、経常費用は減少いたしました。結果、経常利益は減少いたしました。また、送配電事業におけるインバランス取支調整額を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。
3. 2022年度は、エネルギー事業における販売電力料が増加したことなどにより売上高は増加いたしました。原子力利用率の低下や為替・燃料価格の影響などにより火力燃料費が増加したことや、卸電力取引市場からの調達費用の増加などに伴う他社購入電力料が増加したことなどにより経常費用が増加し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。なお、税務上の繰越欠損金について当期に繰延税金資産を計上したことなどから、法人税等が減少し、親会社株主に帰属する当期純利益は黒字となりました。
4. 2023年度は、エネルギー事業における販売電力料が増加したことなどにより売上高は増加いたしました。また、原子力利用率の上昇や燃料価格の低下などにより火力燃料費や他社購入電力料が減少したことなどにより経常費用が減少いたしました。結果、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。なお、和歌山発電所建設計画の中止を決定したことに伴い、1,264億円を特別損失に計上いたしました。

(2) 主要な事業内容

当社グループは、電気やガス、ユーティリティサービスなどの多様なソリューションを通じて新たな価値を提供する「エネルギー事業」、中立・公平な立場で電気の安全・安定供給を行う「送配電事業」、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」および不動産関連サービスや生活・ビジネス関連サービスの提供を行う「生活・ビジネスソリューション事業」を展開しております。

(3) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）

(b) 発電所

区 分	発電所名	所在地
水力発電所 (出力100,000kW以上)	喜撰山	京都府
	奥吉野	奈良県
	大河内、奥多々良木	兵庫県
	木曾、読書	長野県
	丸山、下小鳥	岐阜県
	新黒部川第三、音沢、黒部川第四	富山県
火力発電所 (出力1,000,000kW以上)	堺港、南港	大阪府
	舞鶴	京都府
	御坊	和歌山県
	姫路第一、姫路第二、赤穂	兵庫県
原子力発電所	美浜、高浜、大飯	福井県
太陽光発電所 (出力10,000kW以上)	堺太陽光	大阪府

b. 重要な子会社の本店所在地

会 社 名	本店所在地
関西電力送配電株式会社	大阪府大阪市
株式会社オプテージ	
株式会社関電エネルギーソリューション	
関電不動産開発株式会社	
株式会社かんでんエンジニアリング	
関電プラント株式会社	
関電ファシリティーズ株式会社	
Next Power株式会社	東京都中央区
株式会社関電システムズ	大阪府大阪市
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	
KANSAI ELECTRIC POWER AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア 西オーストラリア州パース

(4) 使用人の状況

区 分	使用人数	前年度末比増減
エネルギー事業	13,080名	△63名
送配電事業	10,762	△318
情報通信事業	4,153	96
生活・ビジネスソリューション事業	3,442	94
合 計	31,437	△191

(注) 使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

(5) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,010億円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,215
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,188
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,087
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,171
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,885

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(2) 補償契約の内容の概要

当社は、「第100回定時株主総会 議案・事業報告等」の「3 会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等および（2）執行役の氏名等」に記載の各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

なお、役員職務執行の適正性を確保するため、以下の措置を講じております。

- ①会社法第430条の2第1項第1号で定める費用（弁護士費用等の争訟費用）について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失（職務の執行に関し、第三者に生じた損害に対する賠償費用および和解に基づく費用）については、補償の対象外としております。
- ②当社が役員に対して当該役員責任追及のために提起した訴訟における争訟費用については、補償の対象外としております。
- ③補償契約締結前に提起された訴訟における争訟費用については、補償の対象外としております。
- ④株主による責任追及等の訴えにおいて、会社が補償を行った後に、役員が敗訴が確定し、かつ、当該役員に悪意・重過失が認められる場合は、取締役会の決定により当該役員に対して当社が支払った補償費用の返還請求を行うことができることとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役、執行役、執行役員、監査特命役員および社外派遣役員^(※)）ならびに子会社である関西電力送配電株式会社の取締役、監査役、執行役員、理事および社外派遣役員）が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合はてん補の対象外とすること等により、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

※会社の要請または指示に基づき、社外法人において役員地位にある個人。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	156百万円
b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	422百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査の職務遂行状況および報酬見積りなどの相当性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である、関電プラント株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が行っております。
4. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が7百万円あります。
5. 当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が5百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「I S S B開示対応コンサルティング業務」等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任します。
- b. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

当該体制に関する取締役会の決議内容および当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

a. 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用するとともに、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成することに加え、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定する。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行う。

取締役および執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督する。

また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンスに係る委員会を設置する。同委員会は、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行役に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行う。取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、報告先はコンプライアンスに係る委員会および取締役会議長とする。

監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告する。また、必要に応じて執行役等に対して助言又は勧告を行う。監査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取する。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、重要な業務の執行に関する事項について、全ての執行役により構成する執行役会議において、原則として毎週審議する。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求める。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負う。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 執行役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 執行役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理

するよう努める。

(c) 執行役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 執行役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させる。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

g. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

執行役は、監査委員会の求めに応じて、監査委員および監査委員会の職務を補助するために、監査実務、監査委員会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員を置くことができることとする。

h. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員および監査委員会の職務を補助する使用人および専任組織は、監査委員会直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査委員会の指示に従うとともに、執行役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査委員会の意向を尊重する。

i. 監査委員会への報告に関する体制

取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査委員会に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査委員会に報告する。

j. 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査委員会に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

k. 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

執行役は、社内規程に基づき、監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

l. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、執行役および使用人は、監査委員会による監査に協力するとともに、監査委員会の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

なお、監査委員会は、取締役および執行役の直接の関与が疑われる不正事案等において、必要と認めたときは、内部監査部門等に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示できる。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

執行役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た内部監査に係る委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

a. 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成しており、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定している。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。

取締役および執行役は、経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践している。

取締役会は、2023年度中に15回開催し、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督している。また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンス委員会を設置している。同委員会は、2023年度中に8回開催し、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行っている。

加えて、企業経営の刷新に向け、取締役および執行役等が自らを磨き格別に高い行動規範を堅持するため、コンプライアンス委員会からの提言を踏まえてトレーニングを強化し、コンプライアンス・ガバナンスに関する研修を実施している。取締役および執行役就任時の研修については、就任に当たっての心得や法的責任等に関する

研修を実施している。

取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、コンプライアンス委員会および取締役会議長に報告している。

なお、金品受取り問題をはじめとする一連の不適切事象を踏まえ、環境変化とリスクへの確実な対応や組織風土面に問題があるとの認識のもと、内部統制の抜本的な強化と組織風土改革の取組みを両輪で推進している。当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理し、当社グループの持続的な成長を実現するため、内部統制部会を設置し、内部統制システムの整備・運用状況の評価、改善に係る総合的方策の検討ならびに不備事項の改善指示および改善状況の確認・支援を行っている。また、内部統制の抜本的な強化や組織風土改革をはじめとした再発防止策を総合的に推進するため、組織風土改革会議を設置し、一連の不適切事象に係る全社的な課題の把握・分析、再発防止に向けた総合的方策の策定等を行っている。

監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告している。また、必要に応じて執行役等に対して助言または勧告を行っている。監査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取している。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。

b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理している。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

執行役は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。

また、「関西電力グループ リスク管理規程」に基づき、2023年度中にリスク管理委員会を1回、内部統制部会を12回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、組織風土改革会議・取締役会に報告している。

d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役は、会社の組織、機構、業務分掌、職位およびそれらの運用について定める「職制規程」ならびに各職位の職責、権限およびそれらの運用について定める「職責権限規程」に基づいて業務運営の責任体制を明確にするるとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。

また、執行役は、2023年度中に執行役会議を52回開催し、重要な業務の執行に関する事項について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役は、「サステナビリティ推進会議規程」に基づき、サステナビリティ推進会議を2023年度中に4回開催し、サステナビリティ活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、サステナビリティの浸透状況について確認を行っている。また、執行役等は、従業員とのコミュニケーションの機会等を通じて、全てのステークホルダーのみならず誓った社長宣誓や、経営理念等に込めた思いを自らの言葉で伝え浸透を図るとともに、社長宣誓を意識した行動を実践している。さらに、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンス委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保している。加えて、法令遵守意識を醸成・徹底するため、企業倫理の専門家であるコンプライアンス委員会の社外委員監修のもと、コンプライアンスについて能動的に考える討議型の研修を実施している。

また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置している。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負っており、その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

執行役は、子会社の経営層との定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。

子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、内部統制部会で報告を受け、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。

子会社に対し、経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、業務の適正確保に必要なコンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。

コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

- g. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
執行役は、執行部から独立した組織として監査委員会室を設置し、監査委員会室は14名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査委員会の運営等を実施している。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員2名を置いている。
- h. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査委員会直属の監査業務専任のスタッフについて、執行役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査委員会の意向が尊重されているなど、執行役からの独立性を確保している。
- i. 監査委員会への報告に関する体制
当社は、「監査委員会監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等について、監査委員会に報告を行っている。
- j. 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
執行役は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除について、全ての子会社において規程化されていることを確認している。
- k. 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
執行役は、監査業務に必要な費用を確保している。
- l. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、「監査委員会監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査委員会または監査委員会スタッフの監査に係る調査に協力している。
主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常勤監査委員等に開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常勤監査委員等は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。
また、取締役および執行役の直接の関与が疑われる不正事案等において、必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求め、職務の執行について具体的に指示することとしている。
- m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項
執行役は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、社外有識者を含む経営監査委員会において審議するとともに執行役会議・取締役会において報告を行っている。
新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等ならびに特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反に係る事案の業務改善計画の進捗状況については、「第100回定時株主総会 議案・事業報告等」の49頁および50頁に記載の「（ご参考）業務改善計画の進捗状況について」をご参照ください。

連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高(百万円)	489,320	66,854	1,158,895	△ 97,522	1,617,548
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 44,663		△ 44,663
親会社株主に帰属する当期純利益			441,870		441,870
自 己 株 式 の 取 得				△ 336	△ 336
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		74	74
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	△ 0		—
連結子会社株式の取得による持分の増減		128			128
持分法適用会社に対する持分変動に伴う連結子会社の持分の増減		19			19
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計(百万円)	—	147	397,207	△ 261	397,093
当連結会計年度末残高(百万円)	489,320	67,002	1,556,102	△ 97,783	2,014,641

	その他の包括利益累計額					非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損 ツ	延 び 益	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当連結会計年度期首残高(百万円)	88,867	34,276	48,811	△ 722	171,233	51,001	1,839,782
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 44,663
親会社株主に帰属する当期純利益							441,870
自 己 株 式 の 取 得							△ 336
自 己 株 式 の 処 分							74
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
連結子会社株式の取得による持分の増減							128
持分法適用会社に対する持分変動に伴う連結子会社の持分の増減							19
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	41,323	16,022	27,738	2,197	87,282	9,089	96,372
当連結会計年度変動額合計(百万円)	41,323	16,022	27,738	2,197	87,282	9,089	493,465
当連結会計年度末残高(百万円)	130,191	50,298	76,550	1,475	258,515	60,091	2,333,248

連結注記表

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

a. 連結子会社

連結子会社の数 90社
主要な連結子会社の名称 関西電力送配電(株)、(株)オプテージ、(株)関電エネルギーソリューション、関電不動産開発(株)、(株)かんでんエンジニアリング、関電プラント(株)、関電ファシリティーズ(株)、Next Power(株)、(株)関電システムズ、ケーイーフューエルインターナショナル(株)、KANSAI ELECTRIC POWER AUSTRALIA PTY LTD

当連結会計年度中の新規設立により2社を、出資により1社を、それぞれ新たに連結の範囲に含めている。
また、当連結会計年度中の合併により2社を、株式の譲渡により1社を、それぞれ連結の範囲から除外している。

b. 主要な非連結子会社

S.O.W.アセットファイナンス参考投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その純資産および当期純損益の大部分が非支配株主に帰属すること、加えて、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結貸借対照表および連結損益計算書に重要な影響を及ぼさないことから、連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

a. 持分法を適用した非連結子会社および関連会社

関連会社の数 9社
主要な会社の名称 日本原燃(株)、(株)きんでん、(株)エネゲート、SAN ROQUE POWER CORP.

b. 持分法を適用していない主要な非連結子会社および関連会社

日本原子力発電(株)
持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しいことから、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 会計方針に関する事項

a. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的債券 償却原価法
その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法

(b) 棚卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法、無形固定資産は定額法によっている。

c. 重要な引当金の計上

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上している。

d. 重要な収益の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりである。

(a) エネルギー事業

エネルギー事業では、小売・卸売の電気およびガスの販売が主な収入である。

当社の電気販売のうち小売に関しては、契約期間にわたり電気の供給を行うことが履行義務であり、電気事業会計規則に従い、毎月の検針により計量された使用量等に基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により収益を認識している。

当社の電気販売のうち卸売に関しては、契約期間にわたり電気の供給を行うことが履行義務であり、供給した電力量等に応じて履行義務を充足し、毎月の供給量等に基づき算定される料金により収益を認識している。

当社のガス販売および子会社の電気販売は、契約期間にわたり電気およびガスの供給を行うことが履行義務であり、時の経過等に応じて履行義務を充足し、毎月の使用量等に基づき算定される料金により収益を認識している。また、期末月に実施した検針の日から期末日までの使用量等にかかる収益については、未検針の使用量および単価を見積り、収益を認識している。

なお、電気料金の一部である、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第36条第1項の再エネ特措法賦課金は、第三者のために回収する額に該当することから営業収益に含めていない。

(b) 送配電事業

送配電事業では、送電サービスが主な収入である。

送電サービスは、契約期間にわたり電気を託送供給することが履行義務であり、電気事業会計規則に従い、毎月の検針により計量された使用量に基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により収益を認識している。

(c) 情報通信事業

情報通信事業のコンシューマ向けおよび法人向けサービスでは、光ファイバーネットワークを用いて提供する情報通信サービスが主な収入である。

強制力のある権利および義務を有している期間を契約期間として契約期間にわたりインターネットサービスを提供することが主な履行義務であり、時の経過に応じて履行義務を充足し、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識している。

なお、情報通信サービスに関して、標準工事費、契約事務手数料等の初期費用収入は、更新オプションとして履行義務を識別し、見積契約更新期間にわたって収益を配分している。

(d) 生活・ビジネスソリューション事業

生活・ビジネスソリューション事業の不動産分譲およびフィービジネスでは、不動産の販売および不動産の総合管理サービスが主な収入である。

不動産分譲においては、不動産の販売が履行義務であり、不動産売買契約に基づく販売価格により取引価格を算定し、物件の引渡時点において収益を認識している。

また、不動産の総合管理サービスにおいては、契約期間にわたり設備管理、警備および清掃等の各種サービスを提供することが主な履行義務であり、各サービスの提供度合に応じて収益を認識している。

e. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金（改正法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金を除く。）の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

なお、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(b) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る会計処理の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産（「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）第5条第3項ただし書の要引当額の相当額を含む。）については、解体省令の定める積立期間（運転を廃止した特定原子力発電施設に係る積立期間については、解体省令第5条第6項による経済産業大臣から通知を受けた期間）にわたり、定額法により費用化している。

また、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、解体省令に基づく原子力発電施設解体費の総見積額を基準として算定した額により計上している。

(c) 廃炉円滑化負担金の概要および原子力廃止関連仮勘定の償却方法

廃炉会計制度は、廃炉の円滑な実施等を目的として措置されており、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉の残存簿価等（原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価（原子力廃止関連費用相当額を含む。）および原子力発電施設解体引当金の要引当額）について、同制度の適用を受け、一般送配電事業者の託送料金により、廃炉円滑化負担金として回収している。

同制度の適用にあたり、当社は「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の12の規定により、原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価（原子力廃止関連費用相当額を含む。）および原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣宛に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、経済産業大臣の承認を受けている。また、経済産業大臣から回収すべき廃炉円滑化負担金の通知を受けた関西電力送配電株式会社は、「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の11の規定により、廃炉円滑化負担金の回収ならびに当社および日本原子力発電株式会社への払い渡しを行っている。

原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第5条および第8条の規定により、関西電力送配電株式会社から払い渡される廃炉円滑化負担金相当金に応じて償却している。

(d) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による退職給付債務の額（一部の連結子会社は年金資産の評価額を控除した額）を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生当連結会計年度）から費用処理することとしている。

(e) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

(f) 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っている。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益	
エネルギー事業	
電気（関西電力）	2,549,768百万円
電気（子会社）	126,617
ガス（関西電力）	207,606
その他関連事業	159,054
小計	3,043,046
送配電事業	
電気（関西電力送配電）	252,345
その他関連事業	34,014
小計	286,359
情報通信事業	
コンシューマ向けサービス	160,821
法人向けサービス	56,118
小計	216,939
生活・ビジネスソリューション事業	
不動産分譲	68,473
フィービジネス	37,469
その他関連事業	15,477
小計	121,420
合計	3,667,766
その他の源泉から生じる収益	
	391,612

(注) 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」および「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく施策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金が当連結会計年度の「その他の源泉から生じる収益」に286,876百万円含まれている。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項」の「d. 重要な収益の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

a. 契約資産および契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権は以下のとおりである。なお、当社および連結子会社において、契約資産および契約負債に重要性はないため、記載を省略している。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2023年4月1日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	359,278	350,699

b. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、エネルギー事業における電気販売取引のうち残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2,110,944百万円であり、期末日後5年以内に収益として認識されると見込んでいる。また、生活・ビジネスソリューション事業における不動産分譲取引のうち残存履行義務に配分した取引価格の総額は、61,947百万円であり、期末日後2年以内に収益として認識されると見込んでいる。その他の残存履行義務に配分した取引価格に重要性はないため記載を省略している。

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めていない。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「その他の営業外収益」に含めていた「為替差益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりである。

市場価格のない有価証券の評価

a. 連結貸借対照表に計上した金額 796,812百万円

b. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない有価証券は、純資産額または事業計画等に基づく将来のキャッシュ・フロー見通し等を用いて評価しており、評価の結果として実質価額が著しく下落した場合に減損処理を実施している。

純資産額または事業計画等に基づく将来のキャッシュ・フロー見通し等は、投資先の事業の状況や財政状態等によって変動する可能性があり、変動した場合には、有価証券の評価に影響を与える可能性がある。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

a. 当社の財産は、以下の社債および(株)日本政策投資銀行からの借入金的一般担保に供している。

社債	1,507,220百万円
(株)日本政策投資銀行からの借入金	173,928百万円

b. 連結子会社において担保に供している資産

その他の固定資産	74,644百万円
その他の投資等	1,064百万円
現金及び預金	22,635百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	1,375百万円
棚卸資産	1,082百万円
その他の流動資産	1,035百万円

上記資産を担保としている債務

社債	200百万円
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	76,553百万円
支払手形及び買掛金	2,360百万円

c. 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

その他の固定資産	28,837百万円
建設仮勘定及び除却仮勘定	3,083百万円
長期投資	25,424百万円
関係会社長期投資	61,684百万円
その他の投資等	1百万円
現金及び預金	7,826百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	659百万円
棚卸資産	458百万円
その他の流動資産	2,103百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,338,047百万円

(3) 棚卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品	5,796百万円
仕掛品	3,879百万円
原材料及び貯蔵品	107,120百万円
販売用不動産	138,875百万円

(4) 保証債務

借入金等に対する保証債務

日本原燃(株)	147,000百万円
日本原子力発電(株)	41,652百万円
Nam Ngiep 1 Power Company Limited	12,574百万円
PT Bhumi Jati Power	5,165百万円
PT MEDCO ENERGI INTERNASIONAL TBK	2,504百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	1,812百万円
エイブルエナジー（同）	971百万円
T2 特定目的会社	7,858百万円
提携住宅ローン利用顧客	5,582百万円
The Nest Village Company Limited	1,112百万円
The Nest Home Company Limited	889百万円
送配電システムズ（同）	792百万円
The Nest Suanluang Company Limited	430百万円
(株)川崎スクールエアクオリティ	424百万円
The Nest Bangna Company Limited	307百万円
PMT Property Company Limited	287百万円

(5) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定により計上している。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 938,733,028株

(2) 配当に関する事項

a. 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	22,331百万円
1株当たり配当額	25円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

（注）配当金の総額には、役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれている。

2023年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	22,331百万円
1株当たり配当額	25円
基準日	2023年9月30日
効力発生日	2023年11月30日

（注）配当金の総額には、役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれている。

- まれている。
- b. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案している。

配当金の総額	22,327百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	25円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれている。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパー等により調達している。また、資金運用については短期的な預金等で実施している。

資金調達にあたっては、円貨建ておよび固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要な株式や譲渡性預金等を保有している。

デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行っていない。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、30日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券のうち、株式については、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

外貨建て社債については、為替の変動リスクをヘッジするために、社債発行時に通貨スワップ取引を利用している。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
a. 有価証券及び投資有価証券(* 1)	197,045	197,010	△35
負債			
b. 社債(* 2)	1,727,420	1,697,399	△30,020
c. 長期借入金(* 2)	2,696,080	2,677,165	△18,915
d. デリバティブ取引(* 3)	74,607	74,607	-

(* 1) 連結貸借対照表上「長期投資」および「その他の流動資産」に計上している。

(* 2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。

(* 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

- a. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	187,817	-	-	187,817
社債	-	101	-	101
その他	-	8,424	-	8,424
資産計	187,817	8,526	-	196,343
デリバティブ取引(*)	-	74,607	-	74,607

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

b. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	103	—	—	103
社債	—	563	—	563
資産計	103	563	—	667
社債	—	1,697,399	—	1,697,399
長期借入金	—	2,677,165	—	2,677,165
負債計	—	4,374,565	—	4,374,565

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

a. 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の相場価格によっており、活発な市場で取引されているためレベル1の時価に分類している。債券は市場価格等によっており、国債はレベル1の時価、それ以外の債券はレベル2の時価にそれぞれ分類している。

b. 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。なお、為替予約等の振当処理の対象とされた社債（下記「d. デリバティブ取引」参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。これらについてはレベル2の時価に分類している。

c. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「d. デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。これらについてはレベル2の時価に分類している。

d. デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっており、レベル2の時価に分類している。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は当該社債の時価に含めて記載している。（上記「b. 社債」参照）

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記「c. 長期借入金」参照）

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額78,837百万円）、組合出資金等（連結貸借対照表計上額62,180百万円）は、「a. 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。また、「現金及び預金」、「譲渡性預金」、「受取手形及び売掛金」、「短期借入金」、「コマース・ペーパー」、「支払手形及び買掛金」、「未払税金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
384,885百万円	611,000百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」による方法または類似の方法に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,547円28銭

(2) 1株当たり当期純利益 495円 9銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末において役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する自己株式数は413,849株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は427,522株である。

10. その他の注記

(1) 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第44号。以下「改正法」という。)および「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(令和6年経済産業省令第21号。以下「改正省令」という。)が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号。以下「解体省令」という。)が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産(解体省令第5条第3項ただし書の要引当額の相当額を含む。)については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用し、解体省令の定める積立期間(運転を廃止した特定原子力発電施設に係る積立期間については、解体省令第5条第6項による経済産業大臣から通知を受けた期間)にわたり、定額法により費用化していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、電気事業営業費用として計上することとなる。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構(以下「機構」という。)に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

これにより、翌連結会計年度において、原子力発電設備(資産除去債務相当資産)20,065百万円および資産除去債務537,568百万円を取崩す予定である。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため機構に支払わなければならない金銭の総額は、今後、経済産業大臣から通知される予定であり、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上する予定である。

また、改正省令附則第8条の規定により9,377百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上する予定である。

(2) 執行役および執行役員に対する株式報酬制度

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の執行役および執行役員(いずれも国内非居住者である者を除く。併せて以下「執行役等」という。)を対象とした、株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入している。

a. 取引の概要

本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託(以下「信託口」という。)と称される仕組みを採用し、当社が拠出する執行役等の報酬額を原資として当社株式が信託口を通じて取得され、執行役等の役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を執行役等に交付および給付する株式報酬制度である。

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じている。

b. 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上している。

当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末において490百万円、413,849株である。

(3) 特別損失の計上

和歌山発電所建設計画の中止

当社は、2023年12月19日に、和歌山発電所建設計画の中止を決定したことに伴い、固定資産に係る減損損失126,495百万円を発電所建設中止損失として計上している。

(4) 減損損失

a. 減損損失の金額および内訳

用途	種類	場所	金額(百万円)
和歌山発電所建設計画	建設仮勘定 (土地、構築物、その他)	和歌山県和歌山市	126,495

b. 減損損失を認識するに至った経緯

当社は、1990年代当時、電力需要の大幅な伸びに対応すべく和歌山発電所建設計画を進めていたが、その後の需要低迷などの要因により、2004年から工事を中断していた。今般、電気事業を取り巻く事業環境の変化を踏まえると、和歌山発電所建設計画を推進できる見通しが得られないことから、2023年12月19日に建設計画の中止を決定した。

当社では、電気事業固定資産および建設仮勘定を一つの資産グループとしているが、建設計画の中止を決定したことに伴い、当該建設仮勘定は電気事業の用に供さないことが確定したため、別個の資産グループとして扱うこととした。また、建設計画の中止が当該資産グループの回収可能価額を著しく低下させる事象にあたり、減損の兆候があると判断した。

c. 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、当該資産グループの大半を占める土地および土地と一体の構築物については不動産鑑定士による鑑定評価額から、処分費用見込額を控除した価額としている。

貸借対照表

2024年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,504,776	固 定 負 債	4,721,833
電 気 事 業 固 定 資 産	1,805,803	社 債	1,493,400
水 力 発 電 設 備	308,359	長 期 借 入 金	2,269,317
汽 力 発 電 設 備	263,018	長 期 未 払 債 務	1,164
原 子 力 発 電 設 備	1,168,810	リ ー ス 債 務	6
内 燃 力 発 電 設 備	474	関 係 会 社 長 期 債 務	59,865
新 工 ネ ル ギ ー 等 発 電 等 設 備	553	退 職 給 付 引 当 金	177,454
業 務 設 備	63,784	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,973
貸 付 設 備	801	資 産 除 去 債 務	537,568
附 帯 事 業 固 定 資 産	33,530	雑 固 定 負 債	181,082
事 業 外 固 定 資 産	7,322	流 動 負 債	1,422,015
固 定 資 産 仮 勘 定	345,640	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	510,529
建 設 仮 勘 定	96,477	短 期 借 入 金	130,000
除 却 仮 勘 定	1,140	買 掛 金	124,295
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	37,137	未 払 金	15,267
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	210,885	未 払 費 用	168,571
核 燃 料	488,716	未 払 税 金	129,005
装 荷 核 燃 料	82,547	預 り 金	14,924
加 工 中 等 核 燃 料	406,168	関 係 会 社 短 期 債 務	226,415
投 資 そ の 他 の 資 産	3,823,763	諸 前 受 金	63,845
長 期 投 資	470,190	雑 流 動 負 債	39,162
関 係 会 社 長 期 投 資	3,069,675	引 当 金	23,433
長 期 前 払 費 用	62,909	渴 水 準 備 引 当 金	23,433
繰 延 税 金 資 産	236,938	負 債 合 計	6,167,282
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 15,949	株 主 資 本	1,283,246
流 動 資 産	1,049,978	資 本 金	489,320
現 金 及 び 預 金	334,565	資 本 剰 余 金	67,031
売 掛 金	254,801	資 本 準 備 金	67,031
諸 未 収 入 金	45,975	利 益 剰 余 金	824,552
短 期 投 資	70,000	利 益 準 備 金	55,298
貯 蔵 品	61,292	そ の 他 利 益 剰 余 金	769,253
前 払 費 用	1,805	繰 越 利 益 剰 余 金	769,253
関 係 会 社 短 期 債 権	229,384	自 己 株 式	△ 97,657
雑 流 動 資 産	54,606	評 価 ・ 換 算 差 額 等	104,225
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,453	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	103,475
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	750
		純 資 産 合 計	1,387,472
合 計	7,554,755	合 計	7,554,755

損 益 計 算 書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	2,737,139	営 業 収 益	3,213,334
電 気 事 業 営 業 費 用	2,510,795	電 気 事 業 営 業 収 益	2,974,347
水 力 発 電 費	50,656	電 灯 料	643,998
汽 力 発 電 費	598,305	電 力 料	1,653,975
原 子 力 発 電 費	422,718	他 社 販 売 電 力 料	346,536
内 燃 力 発 電 費	2,089	賠 償 負 担 金 相 当 収 益	14,310
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 等 費	229	廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 収 益	12,362
他 社 購 入 電 力 料	632,411	電 気 事 業 雑 収 益	302,705
販 売 費	55,194	貸 付 設 備 収 益	458
貸 付 設 備 費	181		
一 般 管 理 費	116,772		
接 続 供 給 託 送 料	607,246		
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定 償 却 費	7,986		
事 業 税	17,565		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 563		
附 帯 事 業 営 業 費 用	226,343	附 帯 事 業 営 業 収 益	238,986
ガ ス 事 業 営 業 費 用	218,860	ガ ス 事 業 営 業 収 益	228,236
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	7,483	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	10,749
営 業 利 益	(476,195)		
営 業 外 費 用	34,514	営 業 外 収 益	129,267
財 務 費 用	23,669	財 務 収 益	120,085
支 払 利 息	23,217	受 取 配 当 金	107,248
社 債 発 行 費	452	受 取 利 息	12,837
事 業 外 費 用	10,844	事 業 外 収 益	9,181
固 定 資 産 売 却 損	88	固 定 資 産 売 却 益	2,462
雑 損 失	10,756	雑 収 益	6,719
当 期 経 常 費 用 合 計	2,771,653	当 期 経 常 収 益 合 計	3,342,601
当 期 経 常 利 益	570,948		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	△ 1,580		
渴 水 準 備 引 当 金 取 崩 し (貸 方)	△ 1,580		
特 別 損 失	126,495		
発 電 所 建 設 中 止 損 失	126,495		
税 引 前 当 期 純 利 益	446,032		
法 人 税 等	121,210		
法 人 税 等	90,648		
法 人 税 等 調 整 額	30,561		
当 期 純 利 益	324,822		

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 資 合 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当事業年度期首残高(百万円)	489,320	67,031	-	55,298	489,094	△ 97,397	1,003,347
当事業年度変動額							
剰余金の配当					△ 44,663		△ 44,663
当期純利益					324,822		324,822
自己株式の取得						△ 333	△ 333
自己株式の処分			△ 0			74	74
利益剰余金から資本剰余金への振替			0		△ 0		-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)							
当事業年度変動額合計(百万円)	-	-	-	-	280,158	△ 259	279,899
当事業年度末残高(百万円)	489,320	67,031	-	55,298	769,253	△ 97,657	1,283,246

	評価・換算差額等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額	繰 上 延 損 益	評 価 換 算 差 額	・ 算 等 計	
当事業年度期首残高(百万円)	66,887	779	67,666		1,071,013
当事業年度変動額					
剰余金の配当					△ 44,663
当期純利益					324,822
自己株式の取得					△ 333
自己株式の処分					74
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	36,588	△ 28	36,559		36,559
当事業年度変動額合計(百万円)	36,588	△ 28	36,559		316,458
当事業年度末残高(百万円)	103,475	750	104,225		1,387,472

個別注記表

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- a. 有価証券
子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- b. 棚卸資産
貯蔵品 総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法
b. 無形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

- a. 退職給付引当金
退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理することとしている。
- b. 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上している。

(4) 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

- a. 電気事業
電気事業においては、主に小売・卸売の電気販売を行っている。
小売の電気販売は、契約期間にわたり電気の供給を行うことが履行義務であり、電気事業会計規則に従い、毎月の検針により計量された使用量等に基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により収益（電灯料・電力料）を認識している。なお、これに伴い期末月に実施した検針の日から期末日までの使用量等に係る収益は翌事業年度に計上されることとなる。
また、小売の電気料金の一部である「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第36条第1項の再生エネ特措法賦課金は、第三者のために回収する額に該当することから収益（電灯料・電力料）に含めていない。
卸売の電気販売は、契約期間にわたり電気の供給を行うことが履行義務であり、供給した電力量等に応じて履行義務を充足し、毎月の供給量等に基づき算定される料金により収益（他社販売電力料）を認識している。
- b. ガス事業
ガス事業においては、主にガス販売を行っている。
ガス販売は、契約期間にわたりガスの供給を行うことが履行義務であり、時の経過に応じて履行義務を充足し、毎月の使用量等に基づき算定される料金により収益（ガス事業営業収益）を認識している。
なお、期末月に実施した検針の日から期末日までの使用量等に係る収益については、同種の契約をまとめた上で、当事業年度の収益として使用量および単価を見積り認識している。

(5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

- a. 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法
「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金（改正法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金を除く。）の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。
なお、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。
- b. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る会計処理の方法
「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産（「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）第5条第3項ただし書の要引当額の相当額を含む。）については、解体省令の定める積立期間（運転を廃止した特定原子力発電施設に係る積立期間については、解体省令第5条第6項による経済産業大臣から通知を受けた期間）にわたり、定額法により費用化している。
また、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、解体省令に基づく原子力発電施設解体費の総見積額を基準として算定した額により計上している。
- c. 廃炉円滑化負担金の概要および原子力廃止関連仮勘定の償却方法
廃炉会計制度は、廃炉の円滑な実施等を目的として措置されており、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉の残存簿価等（原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価（原子力廃止関連費用相当額を含む。）および原子力発電施設解体引当金の要引当額）について、同制度の適用を受け、一般送配電事業者の託送料金により、廃炉円滑化負担金として回収している。
同制度の適用にあたり、当社は「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の12の規定により、原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価（原子力廃止関連費用相当額を含む。）および原子力発電

施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣宛に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、経済産業大臣の承認を受けている。また、経済産業大臣から回収すべき廃炉円滑化負担金の通知を受けた関西電力送配電株式会社は、「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の11の規定により、廃炉円滑化負担金の回収ならびに当社および日本原子力発電株式会社への払い渡しを行っている。

原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第5条および第8条の規定により、関西電力送配電株式会社から払い渡される廃炉円滑化負担金相当金に応じて償却している。

d. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

「新エネルギー等発電設備」は、電気事業会計規則の改正に伴い、前事業年度までの「新エネルギー等発電設備」から名称を変更している。

(損益計算書関係)

「新エネルギー等発電等費」は、電気事業会計規則の改正に伴い、前事業年度までの「新エネルギー等発電費」から名称を変更している。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりである。なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結計算書類の連結注記表（4. 会計上の見積りに関する注記）に記載している。

市場価格のない有価証券の評価

貸借対照表に計上した金額 1,281,997百万円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

会社の財産は、以下の社債および(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 1,507,220百万円

(株)日本政策投資銀行からの借入金 173,928百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,568,416百万円

(3) 保証債務

借入金等に対する保証債務

日本原燃(株) 147,000百万円

日本原子力発電(株) 41,652百万円

Kansai Electric Power Ichthys E&P Pty Ltd 35,372百万円

Nam Ngiep 1 Power Company Limited 12,574百万円

LNG SAKURA Shipping Corporation 8,960百万円

PT Bhumi Jati Power 5,165百万円

LNG FUKUROKUJU Shipping Corporation 4,098百万円

LNG JUROJIN Shipping Corporation 3,759百万円

PT MEDCO ENERGI INTERNASIONAL TBK 2,504百万円

Ichthys LNG Pty Ltd 1,816百万円

相生バイオエナジー(株) 1,474百万円

エイブルエナジー（同） 971百万円

関西電子ビーム(株) 291百万円

燃料売買契約の履行に対する保証債務

KANSAI ELECTRIC POWER FTS PTE. LTD. 4,845百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

長期金銭債権 2,288,133百万円

短期金銭債権 239,765百万円

長期金銭債務 59,865百万円

短期金銭債務 271,084百万円

(5) 附帯事業に係る固定資産の金額

ガス事業 専用固定資産 13,266百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 3,597百万円

合計額 16,863百万円

(6) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定により計上している。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 費用 896,153百万円 収益 196,130百万円

営業取引以外の取引高 18,175百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 46,039,567株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託に係る信託口が保有する当社株式413,849株が含まれている。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
関係会社株式（会社分割に伴う承継会社株式）		123,847百万円
資産除去債務		55,024百万円
退職給付引当金		49,609百万円
減損損失		31,015百万円
その他		124,404百万円
繰延税金資産小計		383,901百万円
評価性引当額		△ 92,017百万円
繰延税金資産合計		291,883百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△ 37,795百万円
原子力廃止関連仮勘定		△ 10,382百万円
資産除去債務相当資産		△ 5,609百万円
その他		△ 1,159百万円
繰延税金負債合計		△ 54,945百万円
繰延税金資産の純額		236,938百万円

(2) 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っている。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	関電不動産開発㈱	所有 直接100.0%	資金の貸借	資金の貸付 (注1)	142,000	関係会社 長期投資	454,500
				貸付金の回収 (注1)	82,000		
子会社	関西電力送配電㈱	所有 直接100.0%	資金の貸借	資金の貸付 (注2)	345,000	関係会社 長期投資	1,227,403
				貸付金の回収 (注2)	256,633	関係会社 短期債権	181,100
				資金の預り (注3)	—	関係会社 短期債務	83,155
				社債の引受 (注4) 社債の償還 (注4)	— 96,328	関係会社 長期投資	480,099
関連会社	日本原燃㈱	所有 直接 17.3%	ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託	債務保証 (注5)	147,000	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

(注2) 資金の貸付のうち、会社分割に伴って関西電力送配電㈱に対して I C L (Inter Company Loan) により貸し付けたものについては、当社の借入金と同様の条件で利率を決定しており、I C L 以外については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

(注3) 資金の預りは、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

(注4) 社債については、会社分割に伴って関西電力送配電㈱発行の I C B (Inter Company Bond) を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

(注5) 債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証している。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,554円25銭

(2) 1株当たり当期純利益 363円82銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬 B I P 信託に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末において役員報酬 B I P 信託に係る信託口が保有する自己株式数は413,849株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬 B I P 信託に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において役員報酬 B I P 信託に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は427,522株である。

10. その他の注記

(1) 電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

(2) 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する

法律」（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）および「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号。以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号。以下「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産（解体省令第5条第3項ただし書の要引当額の相当額を含む。）については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、解体省令の定める積立期間（運転を廃止した特定原子力発電施設に係る積立期間については、解体省令第5条第6項による経済産業大臣から通知を受けた期間）にわたり、定額法により費用化し原子力発電施設解体費として計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上することとなる。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

これにより、翌事業年度において、原子力発電設備（資産除去債務相当資産）20,065百万円および資産除去債務537,568百万円を取崩す予定である。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため機構に支払わなければならない金銭の総額は、今後、経済産業大臣から通知される予定であり、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上する予定である。

また、改正省令附則第8条の規定により9,377百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上する予定である。

(3) **執行役および執行役員に対する株式報酬制度**

執行役および執行役員に対する株式報酬制度については、連結計算書類の連結注記表（10. その他の注記）に記載している。

(4) **電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る補助金**

当社は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」および「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく施策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金を「電気事業雑収益」に262,273百万円、「ガス事業営業収益」に12,047百万円、「その他附帯事業営業収益」に0百万円、それぞれ計上している。

(5) **特別損失の計上**

和歌山発電所建設計画の中止

当社は、2023年12月19日に、和歌山発電所建設計画の中止を決定したことに伴い、固定資産に係る減損損失126,495百万円を、発電所建設中止損失として計上している。

(6) **減損損失**

a. 減損損失の金額および内訳

用途	種類	場所	金額（百万円）
和歌山発電所建設計画	建設仮勘定他 （土地、構築物、その他）	和歌山県和歌山市	126,495

b. 減損損失を認識するに至った経緯

当社は、1990年代当時、電力需要の大幅な伸びに対応すべく和歌山発電所建設計画を進めていたが、その後の需要低迷などの要因により、2004年から工事を中断していた。今般、電気事業を取り巻く事業環境の変化を踏まえると、和歌山発電所建設計画を推進できる見通しが得られないことから、2023年12月19日に建設計画の中止を決定した。

当社では、電気事業固定資産および建設仮勘定を一つの資産グループとしているが、建設計画の中止を決定したことに伴い、当該建設仮勘定は電気事業の用に供さないことが確定したため、別個の資産グループとして扱うこととした。また、建設計画の中止が当該資産グループの回収可能価額を著しく低下させる事象にあたり、減損の兆候があると判断した。

c. 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、当該資産グループの大半を占める土地および土地と一体の構築物については不動産鑑定士による鑑定評価額から、処分費用見込額を控除した価額としている。

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野出唯知

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥野孝富

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上